

「こどもまんなか地域づくり」推進及びプロモーション業務委託事業者選考委員会 評価基準書(令和7年度版)

1 評価方法

- (1)評価は、「こどもまんなか地域づくり」推進及びプロモーション業務委託事業者選考委員会設置要綱に記載の選考委員5名で行う。
- (2)選考委員は、下記2に記載の評価基準に基づき、事業者が提示した企画提案書及びプレゼンテーションを、特に優れている、優れている、普通、劣っている、かなり劣っているの5段階で評価する。
- (3)評価点は、選考委員1人あたり160点満点とする。

2 評価基準

評価項目				評価の視点	重要度	配点	評価				
							特に優れている	優れている	普通	劣っている	かなり劣っている
委員採点	業務内容	1	全体計画	事業の趣旨や本市の課題・方向性を的確に理解し、具体的で実施可能な提案となっているか。	A	10	10	8	6	4	2
		2				10	10	8	6	4	2
		3	動画の制作・活用	「こどもの意見表明」や「こどもの参画」などこどもの権利に関する内容を、分かりやすく伝える工夫が提案されており、こども家庭庁が進める「こどもまんなか社会」の理解・促進につながる内容になっているか。	A	15	15	12	9	6	3
		4				10	10	8	6	4	2
		5			経済的かつ効果的な広告媒体を活用し、ターゲットに向けて効果的な動画配信がされているか。	B	5	5	4	3	2
		6	パンフレット制作	本市の子育て施策や子育て環境の魅力を分かりやすく伝える工夫がされているか。	B	10	10	8	6	4	2
		7	イベントの企画・実施	イベント実施の目的を理解し、目的に沿った提案となっているか	S	20	20	16	12	8	4
		8		子どもが主体的に参加し、イベントを通じて成長できるような工夫がされているか。また、子どもの意見やアイデア等を引き出す工夫がされているか。		20	20	16	12	8	4
		9		イベント全体における集客や本事業の注目につながる仕掛けづくりがされているか。		10	10	8	6	4	2
		10		来場した子どもが楽しむことができ、本市に愛着をもってもらえる内容となっているか。		10	10	8	6	4	2
		11	効果測定	的確な成果指標を設定し、ターゲットの意識変化や態度変容等を効果・検証できる具体的で効果的な手法の提案がされているか。	B	10	10	8	6	4	2
	業務遂行の確実性	12	実施体制・事業実施スケジュール	本業務を実現できる専門性の高い十分な人員が配置されているか。	B	15	15	12	9	6	3
		13		事業実施に当たって十分実現可能なスケジュールが提案されているか。		5	5	4	3	2	1
		14	実績	本業務と関連のある業務での実績があり、成果をあげているか。	C	5	5	4	3	2	1
		15	見積金額	見積額の項目が適当であり、かつ妥当な金額であるか。 評価の算出式は、評価欄に記載のとおりとする。	C	5	5×提案者中の最低見積価格/見積価格 ※小数点第2位以下は切り捨て				
合計					160						

3 選考方法

- (1)選考委員5名の評価点を合計した結果、最も高い点を獲得した事業者を優先交渉権者として選考し、随意契約の交渉を行う。
- (2)最も高い評価点の合計を獲得した事業者が複数ある場合は、重要度S及びAの評価項目についてのみ合計し、その範囲において最も高い合計点を獲得した事業者を優先交渉権者として選考する。この場合においても事業者が複数となる場合には、選考委員会の合議による優劣の比較を行い、優先交渉権者を選考する。
- (3)優先交渉権者と随意契約の交渉の結果、合意に至らなかった時は、次に評価点が高い事業者と、随意契約の交渉を行う。
- (4)評価点の合計が満点の6割(480点)に満たない場合は、優先交渉権者として選考しないものとする。